のぞみ福祉会の事業再編について

1．これまでの取り組み…多彩な日中活動事業を展開

のぞみ福祉会では、就労移行支援事業、就労継続支援Ｂ型事業、自立訓練（生活訓練）事業、生活介護事業と多彩な日中活動事業を展開することで、利用者の希望、課題、能力に合わせた社会参加の機会を提供し、人とかかわる中で自信と力を取り戻し、新しい生活の希望を得られるような支援を行ってまいりました。

しかしながら、最近数年間ののぞみ福祉会の事業状況においては、特に利用期限のある事業所での利用者数が安定せず、そのことが法人経営に影響を与えております。また、多くの事業所を運営することで、サービス管理責任者など有資格者の確保を始め、職員の配置が困難となり、さらに業務量の多さから職員が疲弊する事案も見られるようになってきました。

2．今後の取り組み…事業の再編

上記の振り返りをきっかけに、現在の事業体制が吹田における精神障がいのある方のニーズにマッチしているのかを考えました。その結果、ニーズに沿った事業内容でのぞみ福祉会の経営状況を安定させ、少しでも多くの当事者の方々が必要な福祉サービスにつながり、充実した地域生活を送っていただくための支援を続けることを目的に、以下の表のとおり展開する事業を再編することといたしました。

令和５年３月末日まで	令和５年４月１日からの新体制・移転先
・のぞみ共同作業所（就労移行・就労定着） **定員８名**	事業終了
・のぞみ共同作業所（生活介護） **定員 12 名** 吹田市泉町５－９－３―２０２ TEL/FAX　０６（６３１０）０３４５	**のぞみ共同作業所（生活介護・就労定着）** **定員 20 名** 吹田市泉町５－９－６（移転） TEL/FAX　０６（６３１０）０３４５
のぞみ工作所（生活訓練） **定員 20 名**	事業終了
・ブルーリボン（生活介護） **主たる事業所　定員 10 名** 吹田市佐竹台４－１１－１５ TEL/FAX　０６（６３３７）４４３３	**ブルーリボン（生活介護）** **定員 20 名** 吹田市佐竹台４－１１－１５ TEL/FAX　０６（６３３７）４４３３
・きらめき（生活介護） **従たる事業所　定員 10 名** 吹田市五月が丘南９－１０－１０１ TEL/FAX　０６（６３８５）２７１３	**きらめき（生活介護）** **定員 20 名** 吹田市五月が丘南９－１０－１０１ TEL/FAX　０６（６３８５）２７１３

シード（計画相談）	シード（計画相談）
吹田市泉町５－９－６	吹田市泉町５－９－３―２０２（移転）
TEL　０６（６１９０）６６９４	TEL　０６（６１９０）６６９４
FAX　０６（６１９０）６６９５	FAX　０６（６１９０）６６９５

※法人本部の住所・電話番号に変更はありません。

のぞみ工作所は閉所し、実施していた自立訓練（生活訓練）事業は事業終了とします。のぞみ共同作業所で実施していた就労移行支援事業と就労定着支援事業、生活介護事業のうち、就労移行支援事業も事業終了し、生活介護事業の定員を 12 名から 20 名に変更します。また、定員を 10 名ずつに分け、主従の関係で生活介護事業を実施していたブルーリボンときらめきは、それぞれ定員 20 名ずつの独立した事業所として運営します。

なお、事業終了の事業に従事している職員については他の日中活動事業所に配置し、各所の職員配置を充実させることで、さらなる利用者への支援の充実を図ってまいります。

のぞみ福祉会としては大きな変革となりますが、今後も社会の状況を見ながら、その時に適した事業体制を見直し、精神に障がいを持つ方々が「自分らしく生きる」ために多くの人と出会い、障がいの有無にかかわらず、当たり前に暮らせる地域づくりをめざしていきたいと考えております。

事　業　計　画　書

2023 年度　指定生活介護事業所

のぞみ共同作業所

1．事業運営基本方針

(1)利用者の望む地域生活を実現できるよう、安心して通うことができる環境を整え、様々な方法で社会参加の機会を提供する。

(2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所、医療機関等との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安全で安心できる事業所を目指す。

2．今年度事業目標

(1)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供し、「来ると元気になる事業所」を目指す。

(2)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。

(3)多様な障がいに対応した適切な支援を提供し、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、研修等へ積極的に参加する。

3．事業内容

(1)プログラム活動

　内容や開催時間等を工夫することで、利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながら調理やスポーツ、創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者が日常生活の中で興味の幅を広げられるよう支援する。

　各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりに自信が持てない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。また、利用者一人ひとりの多様なニーズに応えるため、必要に応じて個別のプログラムを実施する。

(2)相談支援

　利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと思いを聞かせていただき、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。

(3)地域交流活動

　地域住民の障がいに対する理解を深めるため、公民館での講座など地域の活動に積極的に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。

　実習生、見学者、ボランティアを受け入れ、事業所の活動内容や、地域で暮らす利用者の生活について広く知ってもらう機会とする。

(4)生産活動

内職やポスティング等の生産活動に取り組む機会を提供する。また、創作活動プログラムの作品を活かし、パンと雑貨のお店「はぴすま」等で継続して販売できるような商品の開発に取り組むことで、利用者の活動意欲の向上につなげる。

(5)職員の資質向上

研修も業務の一環と捉え、支援の技術や福祉制度を学ぶ研修に積極的に参加する。参加した職員からの伝達研修の機会を設け、事業所の職員全員の資質向上を目指す。

(6)情報提供

機関紙や施設内掲示板、のぞみ福祉会のホームページ等を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また、日々の支援の中で連携する他機関の職員から得られる情報を大切にし、支援が必要なタイミングだと思われる利用者に適切に情報を提供できるよう準備する。

(7)感染症や災害に対する取り組み

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防に努める。職員は研修等を通じて正しい知識を身につけ、利用者に対して正しい情報を提供し、必要に応じて相談を受ける。防災についても最新の制度等についての情報を収集するよう努め、避難訓練や勉強会を行う。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：原則として月曜日から金曜日の午前９時～午後６時までとする。

休日：土曜日、日曜日、祝日、その他、８月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月４日。

サービス提供時間：営業日の午前９時～午後５時までとする。

(2)月間予定

調理(月4回)、創作(月4回)、フリースペース(週1回)、グループワーク(月6回)、パソコンサロン(月2回)、ヨガ教室（月3回)、外出 (月1回)、ピンポン(月1回)、ボッチャ（月1回)、便り製本作業(月1回)、看護師さんを囲んで（月1回)、ピアカウンセリング本人(月1回)、エンジョイ♪音の会(月1回)、第2金曜日の会(月1回)、利用者ミーティング(月1回)、内職作業(月3回)

(3)年間予定

手話教室(年４回)、防災訓練(年３回)、誕生日会（年３回)、生活介護連絡会（偶数月)、歯科検診(年１回)、季節を感じよう(年数回)、初心者向け麻雀講座(年４回)、初心者向け将棋講座(年４回)、劇プログラム(年４回)、

事　業　計　画　書

2023 年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン

1. 事業運営基本計画

(1)利用者が、ブルーリボンに安心して通所を続けることができ、お互いが尊重し合い、それぞれの生き方を選べるような場と活動を提供する。
(2)ブルーリボンでの活動を通し利用者それぞれの状況や、体調に合わせた「働く経験」ができる場と活動を提供する。
(3)地域との繋がりを大切にした活動を基本とし、事業所が地域の中で担う役割を意識しながら、利用者が地域の一員であることを感じることができる支援を提供する。
(4)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を行う。
(5)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

2. 生活介護事業としての支援目標

(1)全ての活動において、利用者のニーズを確認し、利用者が持つ可能性を引き出していける支援を行う。ニーズに合わせて新たな活動を提供できるように、地域の力やインフォーマルな社会資源も活用しながら支援を提供する。
(2)生産活動や創作的な活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
(3)利用者が体調や自分のことを話す場を大切にし、また自分の思いを安心して表現できる場を提供することで、利用者の自己肯定感を高めていくことができる支援を行う。
(4)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
(5)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員やインフォーマルな資源を活用し、利用者と地域の距離を一層縮めることができるように支援を行う。
(6)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、ブルーリボンの魅力を、様々な形で発信する。
(7)感染症対策に取り組み、仮に感染症が発生しても事業が継続できる体制作りを行う。

3. 事業内容

〇生産活動
(1)喫茶

製菓や喫茶の活動を通して、地域の方々にブルーリボンのことをこれまで以上に知っていただけるような取り組みを行っていく。また、販売を通し利用者と地域の方々や法人内の事業所間でも交流が持てるような機会を作る。

(2)コーヒー染め

利用者のニーズに寄り添い、個々の思いを表現できる生産活動を目指す。従来の作品を大事にしながら、新しい作品にも積極的に取り組み、誰もが参加できる取り組みにする。コーヒー染めを通し、活動の意欲や心身の健康維持に繋がるよう、内容や取り組み方を常に工夫していく。

(3)その他の活動

さたけん家、トイレ清掃、ふれあいサロン当番、出店販売等を通し、それぞれができる「働く」を意識し、参加できる機会を提供する。

利用者が地域のなかで、自身が担いたい役割を選び、社会参加できるように人との出会いや経験できる機会を増やせるように地域との連携を強めていく。

○喫茶店舗を活用した集える場所の構築

店舗スペースを有効に使い、利用者、家族、地域住民、関係機関等が気軽に集え、交流できる場を目指す。これまでの喫茶店の営業とういう形に拘らず、喫茶スペースや製菓、コーヒー染めといったブルーリボンの強みを活かした交流の場を創造する。

〇利用者の将来を見据えた支援

生産活動やプログラムは利用者が中心であることを大切にし、活動を通して更なる目標や希望が生まれ、将来を一緒に考えていく支援を目指す。利用者の目標や希望を把握するために定期的に聞き取りを行い、適宜支援内容を検討する。また、家族や他の関係機関と連携しながら、見通しを持った働き掛けを行う。

4. 職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また、地域の中でまだサービスに繋がっていない当事者の積極的な受け入れを促進するためにも、日々の活動からも利用者への支援の在り方を検証し、利用者との面談の機会を増やす。すべての職員が高い意識で支援に取り組めるように、法人内での情報交換や外部研修などに積極的に参加する。また経験年数に拘らず、それぞれの気づきやアイデアを共有し、個別支援に活かせるように職員会議の内容を強化する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

(1)営業日	原則月曜日から金曜日
(2)休日	原則土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日
(3)サービス提供時間	原則開所日の 9 時～17 時 (パソコンサロンのある木曜日は 18 時まで)

(4)年間予定	防災訓練(年 3 回)、障害者施設歯科健診、連絡会（隔月）、地域交流、レクリエーション(月 1 回程度)

※予定は、新型コロナ感染症の拡大状況に合わせて組むものとする。

事　業　計　画　書

2023年度 指定生活介護事業所 きらめき

1. 事業運営基本方針

(1)利用者が安心して居続けることができる場を提供し、お互いが尊重し合いながらそれぞれの利用者が自分自身の生き方を選択できるよう、さまざまな活動を提供する。
(2)地域との繋がりを活性化させるとともに、きらめきが地域の中で必要な役割を担うことで、利用者が地域の一員であると感じることができる支援を提供する。
(3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力によるものだけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築することで、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
(4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努め、多くの当事者がサービスに繋がっていくような支援を行う。

2. きらめきの支援目標

(1)全ての活動において、ストレングスモデルの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性や力を引き出していける支援を行い、且つニーズに合わせた新たな活動を構築する。
(2)生産活動や創作的活動が、利用者のそれぞれの思いや個性の自己表現の機会となるような支援を目指す。また利用者がそれぞれの個性を尊重しあいながら、自己表現の機会を通して周囲との関係を構築し、そこから得ることができる達成感や充実感によって、地域で生活する意欲がさらに増進するよう支援を目指す。
(3)何かを成し遂げることで得る達成感だけでなく、きらめきの日常が、そのまま利用者にとっての生きがいとなるよう、リカバリーという言葉の本当の意味を意識しながら、生活の充実に直結するようなプログラムを提供する。
(4)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現し、そしてお互いの話を聞きあう場を構築することで、それぞれの利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
(5)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
(6)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員などのインフォーマルな社会資源を活用し、利用者と地域社会の距離を一層縮めることができるような支援を行う。
(7)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、きらめきの魅力を、関係機関や地域社会にさまざまな形で発信する。またより多くの当事者が支援につながるように、職員体制を整備し、一層充実した支援を提供できるように努める。

3．支援内容

(1)創作活動の強化

前年度に引き続き、創作活動で作成した作品を地域向けに販売する機会を設ける。また創作活動に関するアイデアを豊富に取り入れるためにも、地域住民の力を活発に活用し、作品作りにおける利用者の表現の幅を広げていくことで、利用者のリカバリーを目指す。

(2)自己表現の機会の創出

きらめき音楽部の発表、利用者が各種講座や大学等での出張講座における体験談発表など、利用者の自己表現の機会を地域との連携の中で積極的に増やしていくことで、利用者が自分自身を見つめ直すことができ、自己肯定感を高めていけるリカバリーを目指す。

(3)個別の支援とグループの力動の融合

個々の利用者のニーズの充足のための個別プログラムを充実させる。さらにそれを個々のニーズの充足に留めず、様々な利用者のニーズと融合させ、個別のプログラムをグループの活動へと発展させ、グループの力動の中で利用者のリカバリーを目指す。

(4)生活の充実に資するプログラム

利用者のニーズに合わせ、食事会、食事つくりやスィーツつくりなど、きらめきの日常が、利用者のリカバリーに直結するようなプログラムを積極的に行う。

(5)様々な人との繋がりをつくる

きらめきの活動を、人との繋がりを実感できるように、ボランティアなどがともに取り組める活動へと発展させ、人との関係作りの中で利用者のリカバリーを目指す。

(6)生活に寄り添った相談支援

日々の利用者の心の動きにも適切に対応できるように、日常的に利用者と面談の機会を持ち、生活を支える相談支援を充実させることで利用者のリカバリーを目指す。

(7)地域の力を活用

上記の全ての活動を実現するためにも、五月が丘福祉委員会・防災委員会に参画し、連携を強化する。また社会福祉協議会、福祉委員会、大阪大学の学生ボランティア、地域包括などとともに行っている五月が丘連携会議の中でも、きらめきの役割を果たしていく。

4．職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また職員のストレスマネジメントや業務上のコミュニケーションの充実を図るため、定期的に職員間アセスメントを、管理者を中心に実施する。

5．営業日・休日・サービス提供日

(1)営業日（時間）：原則月曜日から金曜日（原則 9 時～18 時）

(2)休日：原則土・日・祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 29 日～1 月 4 日

(3)サービス提供日（時間）：原則月曜日から金曜日（原則 9 時 30 分~18 時）

事　業　計　画　書

2023 年度　指定就労継続支援 B 型事業所　サフラン

1．事業運営基本計画

(1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
(2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
(3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2．支援目標

(1)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
(2)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
(3)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
(4)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3．支援内容

(1)生産活動
○弁当作り・・・近隣住民を中心としながら、企業および地区福祉委員会などから弁当の注文を積極的に受け、廃止の決まった配食事業サービスに変わる弁当の販売先を見つけていく。より地域に密着した活動を通して「地域に根ざした弁当屋」を目指す。また、体制が整わず縮小してしまった他施設への配達再開に向けて、他事業所とともに検討を重ねる。弁当の提供によって、法人内の利用者や職員の安心安全な食の確保をさぐる。
　調理スタッフと連携し、利用者が知識と技術を得て能力を発揮できる機会をつくり、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。
○自主製品製作および創作活動・・・それぞれの利用者の新たな可能性を拓くために、特性に合わせた作品作りを支援する。より集中して作品に取り組むことができるよう休日の創作活動の場を検討する。また作品を発表し販売する機会として個展を開催する。
○その他の作業・・・事務作業や内職作業、あいほうぷでの清掃作業を提供する。利用者それぞれが自分の関心や適性に合わせて取り組めるよう作業の幅を広げ、継続して働くことができるよう環境を整える。
(2)生活支援
　介護福祉サービスやヘルパーなどの役割をサフランが抱え込まず、利用者のニーズに応じたサービスを速やかにスタートできるよう関係機関と連携する。そのためにも計画相談

の利用を積極的に進めていく。利用者層の幅の広がり、求められる支援や必要とされる情報知識も多様となっている。サービスへの細かな相談に対応できるよう、職員のスーパービジョンの活用や研修の場を設定する。

(3)就労支援　～それぞれの「働く」を支援する～

サフランを就労の場として利用する利用者が、安心して働きステップアップできるよう、体調や希望、習熟度に合わせた働き方や仕事内容を提供する。また、一般就労に関心のある利用者には支援機関や就労移行支援事業所と繋ぎ、より希望の道が開けるよう支援する。

(4)地域交流活動

アムールや地区福祉委員会との交流を軸としながら、新たに小学校 PTA や青山台青少年対策委員会、まちなかリビング北千里など、地域に密着した活動展開をしている団体との交流を検討する。現在朝礼にて行っているラジオ体操については、近隣センター広場で近所の方々も参加できるオープンな形で開催し、食や運動を通して地域の健康を守る役割を担えるよう検討する。これらの活動を試み、サフランの認知度をあげる努力をする。

(5)余暇活動やプログラムの再開

コロナ禍によって中止していた家族茶話会、ひばりの会の再開を目指す。新たに生まれた刺繍の会「クローバー」など利用者の希望に沿ったプログラムを提供する。多くの利用者が待ち望む一泊旅行についても、開催に向け積極的に検討をする。レクレーションとともに SST や栄養勉強会など学びの場を復活させる。衛生管理責任者をはじめ、サフランで働いているからこそ取得できる資格についても挑戦できる環境を作る。

(6)職員の資質向上のための取り組み

虐待防止を含めた人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修へ積極的に参加する。職員の疲弊を防ぐための取り組みを行う。

(7)感染症及び災害対策

感染症や災害が発生した場合も、利用者へ必要なサービスを提供できるよう、日頃からの備えや発生後の業務再開に向けた取組と体制作りを行う。

4．年間予定

定例
連絡会、家族茶話会、レク、サフカフェプレミアム、メンバーMtg、月１回 配達 Mtg、調理 Mtg　　年４回
不定期
バザー出店(浜屋敷、商店会夏祭り、青山台福祉ふれあい祭り、ハートふれあい祭り) 障がい者週間の集い、さたけん家障がい者週間の集い、青山台地区福祉委員との交流活動、避難訓練及び防災学習会、食品衛生学習会、第三者委員との懇談会、サフラン総会、個展、フリースペース、障がい者歯科検診（5 月予定）、生産活動に係る利用者向け研修、忘年会＆クリスマス会、旅行(１泊・日帰り)、生産活動研修

事　業　計　画　書

2023年度　相談支援事業　シード

1．事業運営基本計画

(1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。

(2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。

(3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

(4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

2．事業内容

(1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。

・ヘルパー事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。

・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。

・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。

(2)指定一般相談支援事業(地域移行)

・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

・退院後の一番不安な時期を支援するため、エスペランサと連携し、自立生活援助事業の導入を進める。

3．相談支援充実への取組み

・感染症対策に十分注意して訪問や面談を実施する。また必要に応じて電話だけでなくタブレットやパソコンを活用したリモートでの面談や担当者会議も実施する。

・利用者が実際のサービス利用場面でどのような支援を受け、過ごしているか把握するため、サービス利用時の居宅や事業所等を訪問し、その状況をモニタリングに反映する。

・サービス担当者会議の開催や事業所の個別支援計画作成のための会議へ参加し、利用者の状況や支援状況の把握に努める。

・委託相談(障がい者相談支援センター)と連携し、地域で福祉サービスと繋がっていない利用者に情報提供及び、福祉サービスの導入支援を行う。

・福祉サービスの調整だけでは、解決できない利用者への生活支援を必要に応じて進める。
・権利擁護のために必要な援助として成年後見制度や日常生活自立支援事業などに関する情報提供や利用の援助を行う。また本人、家族、支援者と関わるなかで認めた虐待や権利侵害の予防や解決のため、基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターなど関連した専門機関との連携を深める。
・相談支援に関わるさまざまな場面を担う人材を増やせるように努める。

４．その他

(1)外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また吹田市全体の計画相談支援の質の向上を図る為、以下の会議等に積極的に参加する。
・吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画し、他の相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。
・吹田市地域会議に参加し、相談支援専門員が抱える課題を提言し、行政職員や他法人の相談支援専門員と情報の共有と課題解決に努める。
(2)相談受付時間・休日
・相談受付時間：月～金 10:00～18：00
・休日：土・日・祝日、その他、8 月 13 日～8 月 16 日および 12 月 29 日～ 1 月 4 日

事　業　計　画　書

2023年度　指定共同生活援助事業(介護サービス包括型)　エスペランサ
(住居名　エスペランサ(住居1)　よつば荘(住居2)　ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4)　ピオラのぞみサテライト　エスペランササテライト)

1．事業運営基本計画

(1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
(2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
(3)関連する法律がさまざまに変化する中にあっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2．支援目標

(1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
(2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
(3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
(4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
(5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
(6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。
(7)自立生活援助事業の指定を受けグループホーム退居後の生活においても継続した支援を行う。

3．支援内容

(1)共同生活援助計画の作成
利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。
(2)生活に関する支援
共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買物など、家事全般への幅広い相談に応じる。また利用者の許可の下、職員のみ、または職員と利用者との共同で各々の部屋の清掃を行い、過ごしやすい環境作りに努める。
(3)相談支援
訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。必要に応じて

面談の機会を提供し、抱えている問題を解決できるように努める。また日常生活に関わるさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。
(4)入居者ミーティング
利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的に開催する。ただし、感染症が拡大しているといった状況により、開催が難しいと考えられる場合は中止にする場合もある。
(5)連絡会
活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者等で構成される連絡会を定期的に開催する。ただし、感染症が拡大しているといった状況により、開催が難しいと考えられる場合は中止にする場合もある。
(6)適切な支援体制の構築
職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制の構築を目指す。
(7)自立生活援助
退去後の生活を支えるため定期訪問及び生活支援を行う。
(8)権利擁護
職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。
(9)地域との関係づくりと安全の確保
利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。近年の台風や豪雨の被害、大雪による公共交通機関の機能停止等も踏まえ、災害時の備品や備蓄食料を定期的に確認し安全を確保できるよう努める。
(10)健康管理
職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮するべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。
感染症に対しても適切な情報提供を行い、徹底した予防および対策を講じ、安心して暮らすことができる環境の確保に努める。今後はコロナウイルスに関わる規制緩和が想定されるため、社会情勢に合わせつつも安心して暮らしていけるように引き続き対策を講じつつ支援にあたっていく。

4. 年間行事予定

入居者ミーティング・家族連絡会…2か月に1回交互に行う　年12回以上(住居ごと)
防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)
防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時、等)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居単位や、合同でのレクリエーションも希望により行う。
食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。2023年度からはプレジールでも段階的に食事会を行っていき、利用者の食生活・健康面の一助となるように支援する。